

平成 22 年工業統計調査結果 用語の解説

1. 事業所数

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所等と呼ばれているもので、その建物内の一区画を占めて主として製造又は加工を行っている場所をいい、製造業に属するすべての事業所数の合計となっています。

2. 従業者数

個人事業主及び無給家族従業者、常用雇用者及び臨時雇用者のうち、臨時雇用者を除いたものが従業者数の合計となっています。

(1) 常用労働者

次のいずれかのものをいい、「正社員・正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣受入者」に分けられます。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 他企業からの出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

「正社員・正職員等」…雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれている者をいい、他企業に出向している者を除きます。

「パート・アルバイト等」…一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいいます。

「出向・派遣受入者」…他企業からの出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

(2) 個人事業主・家族従業者

業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務に携わっていない事業主やその家族で手伝い程度の者は含みません。

(3) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

3. 現金給与額

平成 21 年 1 年間に常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び期末賞与等特別に支払われた給与額とその他の給与額との合計をいいます。

なお、その他の給与額には常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、他企業に出向させている者に対する負担額等をいいます。

4. 付加価値額（従業者数 4 人以上の事業所のみ）

下記の計算式により算出しています。

製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額[*1] + 推計消費税額[*2]) - 原材料使用額等 - 減価償却額 = **付加価値額**

5. 粗付加価値額（従業者数 4 人以上の事業所のみ）

下記の計算式により算出しています。

製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額[*1] + 推計消費税額[*2]) - 原材料使用額等 = **粗付加価値額**

[*1]消費税を除く内国消費税額：酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額を合計したものです。

[*2]推計消費税額：直接輸出分、原材料、設備投資を控除のうえ推計して算出したものです。

6. 原材料使用額等

平成 21 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額をいい、消費税額を含みます。

7. 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

8. 製造品出荷額等

平成 21 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計で、消費税等内国消費税額を含んでいます。

9. 有形固定資産（事業所の従業者数が30人以上の事業所のみ）

平成21年1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

なお、その内訳は以下のとおりです。

(1) 投資総額は、以下の計算式により算出しています。

取得額＋（建設仮勘定の増加額－建設仮勘定の減少額）＝**投資総額**

(2) 取得額の区分は、以下のとおりです。

ア 建物構築物（土木設備、建物附属設備を含みます）

イ 機械装置（附属設備を含みます）

ウ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具）

エ 土地

(3) 除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引渡し等の額をいいます。

(4) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいいます。

(5) 建設仮勘定の減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

10. リース（事業所の従業者数が30人以上の事業所のみ）

(1) リースとは、賃貸借契約であり、物件を使用する期間が1年間を超え、契約期間中は原則として中途解約できないものをいいます。

(2) 契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成21年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件仮受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んでいます。

(3) 支払額とは、平成21年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んでいます。従って、平成21年以前にリース契約した物件について平成21年1月から12月までに支払ったリース物件使用料も含みます。

11. 工業用地（事業所の従業者数が30人以上の事業所のみ）

(1) 敷地面積は、調査期日現在において、事業所が使用しているすべての敷地の面積の合計をいい、賃貸物件も含みます。ただし、住宅、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設等に利用している敷地については、生産設備等のある敷地と公道、堀、柵等により明確に区別される場合又はこれらの敷地面積が何らかの方法で区別できる場合は除外しています。

(2) 建築面積は、事業所が使用している敷地内にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。

(3) 延べ建築面積は、事業所が使用している敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいいます。

12. 工業用水（事業所の従業者数が30人以上の事業所のみ）

淡水及び海水（海水は合計のみ）について、1日当たりの用水量を水源別、用途別に記入しています。1日当たりの用水量とは、平成21年1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものをいいます。

なお、1立方メートル未満は、四捨五入しています。